

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)
ご加入のみなさまへ

火災 水もれ 等

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)
保障開始前の事故についても、
対象期間に該当する場合、

保険金をお支払いします。



新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学前火災保障期間に発生した借戸室に起因する事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保障します。

※新入生には秋入学生も含まれます。

●保障対象となる損害

①家主に対する賠償責任 被保険者(学生)が使用、管理する借戸室が火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた漏水事故等によって損壊した場合の家主に対する賠償責任を保障します。	1事故最高1,000万円まで (自己負担額0円)
②他人に対する賠償責任 被保険者(学生)が使用、管理する借戸室に起因して、他人の身体、財物に損害を与えた場合に負担する法律上の賠償責任を保障します。	1事故最高1,000万円まで (自己負担額0円)

保険名称：施設賠償責任保険+賃借施設失火賠償責任保険特約+漏水補償特約+追加被保険者特約 (引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社)

●入学前火災保障期間

入学前火災保障期間は、賃貸借契約の契約開始日または学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)の発効日の前日までの期間とします。

ただし、入学月の前月の1日から最長1か月とします。

※3月前に学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)に加入した場合、入学前火災保障期間は3月1日からとなります。

※「実際に居住を開始した日」が学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)新規契約の申込みを承諾した日の翌日以降かつ「賃貸借契約日の契約開始日」より前である場合は、「実際に居住を開始した日」から保障します。

例) 2020年4月入学で、賃貸借契約の契約開始日が2020年3月15日の場合

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)の申込承諾日	保障期間
2020年3月10日	2020年3月15日～2020年3月31日
2020年3月20日	2020年3月21日～2020年3月31日
2020年3月31日以降	入学前火災保障はありません。

※9月入学の方は、上記3月を8月に読み替え、10月入学の方は、3月を9月に読み替えて運用します。

【ご注意】

- ・入居者(学生)の家財に対する保障はありません。
- ・上記以外の日常生活上の賠償事故は対象となりません。
- ・示談交渉サービスはありません。

事故が発生した場合には、すみやかに大学生協の共済窓口までご連絡ください。

※共済窓口にご連絡できない場合は、大学生協 共済・保険サポートダイヤルへご連絡ください。



UNIV.
CO-OP

お問い合わせは **各大学生協の共済窓口** または

大学生協 共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770

受付時間/平日 9:40～17:30 土曜 9:40～13:00 日祝休業

全国大学生協共済生活協同組合連合会